

# 診療上の情報公開用文書

2024年3月1日作成

実施内容	重症ケアユニットで治療上必要となった場合の「添付文書で定める用法用量を超えた注射用カリウム製剤の使用」について
対象患者	当院で治療を受ける患者で、低カリウム血症を呈した患者
目的・概要	<p>低カリウム血症に対する治療は内服でのカリウム補充を行います。命に係わる重篤な不整脈の原因となるような重症の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書において、40mEq/L 以下に希釈し 20mEq/hr を超えない速度で使用することとされています（20mEq のカリウムを補充するために 500 ml の輸液が必要です）。しかし、重症ケアユニットで全身管理を行う重症の患者さんにおいて、輸液量を制限しなければ心不全に至る場合や補正を急ぐ場合に高濃度で使用する場合があります。</p> <p>当院では、ICU、CCU および救命救急センターに入院された心臓血管外科、循環器内科の患者さんにおいては、カリウム製剤の原液での投与を厳格な基準を満たす場合に限って認めています。マニュアルを遵守し、カリウム製剤の取り扱いに関する特定の学習をした者だけがカリウム製剤の原液持続静脈注射を指示・実施できることとし、投与時にはダブルチェックを必須としています。</p>
承認日	2024年3月27日
実施期間	承認後から永続的に使用
予想される不利益と対策	カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、重篤な不整脈や心不全をきたす恐れがあるため、必ず心電図モニターを装着して使用し、頻回に血清カリウム値を確認し、異常が確認された場合は速やかに減量または中止を検討します。低カリウム血症が改善され次第、高濃度注射用カリウム製剤の使用は終了し、添付文書で定められた使用法へ移行します。
<p>当院の医療安全管理委員会で承認を受けた上記の治療について、対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。本件について同意できない場合、この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。</p> <p>なお、同意できないと連絡をいただいた場合においても、添付文書の定める範囲内での使用では安全に医療を提供できないと主治医が判断した場合、再度ご説明させていただく場合があります。</p>	
問合せ先および適応外使用を拒否する場合の連絡先： 〒540-0006 大阪市中央区法円坂 2-1-14 国立病院機構大阪医療センター 電話番号：06-6942-1331（代表） 医療安全管理部または、主治医に直接お申し出ください	